

ペットはあなたの家族です！



犬や猫などの小動物は、私たちの生活に癒しを与えてくれるだけではなく、大切な家族として、多くの人々に愛されています。

しかし一方で、ペットのトラブルが多発しているのも事実です。飼い主にはペットに愛情を持った、正しい飼い方が求められています。

問 環境衛生課(☎826-1111 内線2407)、県動物指導センター(☎0296⑦1200)

問われる飼い主の責任

捨て犬や捨て猫、虐待など、ペットを不幸にするような扱いは絶対にやめましょう。犬や猫などのペットを捨てると50万円以下、虐待は100万円以下の罰金を科せられることがあります。

また、飼い主のいない動物に安易にエサをあげていると、その動物が繁殖してしまい、近隣の住民にふん害や悪臭、騒音などで迷惑をかけてしまう恐れがあります。

生まれたすべての動物を飼い続けたり、新しい飼い主を探すことは、大変に難しいことです。繁殖を希望しないときは、飼い犬や飼い猫に避妊・去勢手術を受けさせることで、捨て犬・捨て猫を防止し、近隣住民とのトラブルを防ぐことも可能になります。

近年は、放し飼いに対する苦情が増加しています。飼い犬を屋外で運動させるときは、必ずリード(犬の引き綱)などでつないで、いつでも犬を制止できる人が同行してください。犬が苦手な人々への配慮を忘れないようにしましょう。

飼い犬は登録と狂犬病予防注射を！

生後91日以上の子犬は、飼い主の責任で生涯に一度の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務付けられています。

そのときに渡される犬の鑑札・注射済票は、必ず首輪につけてください。

迷子になったときに鑑札・注射済票に記載された番号で飼い主を特定することができます。

もし迷子になったら、県動物指導センターまたは市環境衛生課までご連絡ください。

犬のふんは飼い主が処理を！

飼い犬が排泄したふんは、責任をもって飼い主が処理してください。また、散歩するときは、必ずふんを処理する用具を持ち歩いてください。



動物愛護フェスティバル2010

と き／9月18日(土) 午前10時～午後2時
(小雨決行)

ところ／県三の丸庁舎広場(水戸市三の丸一丁目5-38)

内 容／愛犬のしつけ方教室、動物なんでも相談、ディスクドッグショーほか

問 県動物指導センター(☎0296⑦1200)

飼い主マナー向上推進月間

10月1日(金)～31日(日) テーマ／あなたの街を犬の糞ゼロ・放し飼いゼロにしよう